

# 湖南省公共施設整備ガイドラインを策定しました！ 平成28年4月1日から運用を開始します

## 公共施設の整備を通じた良好な景観づくりの責務

公共施設は、市民の生活の営みや産業・経済活動を支えるとともに、湖南省の良好な景観づくりをリードする役割を果たしています。また、先人の英知により整備された多くの公共施設は、市民が愛着の持てる景観資産となっています。

今後は、このような景観資産を核として活かすとともに、公共施設の整備を通じて良好な景観資産を湖南省全域に展開させることが重要です。

### 公共施設整備が周辺の景観に大きな影響を与える

⇒公共施設は、道路や公園、庁舎、学校など、多くの人々が日常的に利用する空間であり、地域の印象に大きな影響を及ぼしています。

⇒また、公共施設は一般の住宅などと比較して大規模なものが多く、周辺の景観に大きな影響を及ぼすことになります。



### 公共施設デザインに対する市民の関心

⇒市民の行政ニーズは、多様化、高度化しており、公共施設の整備や改修等に際して質の高いデザインや周辺景観との調和にも市民の関心が向けられています。

### 民間による景観づくりを促進するとともに、その効果を高める

⇒民間の建築活動等に対するルールをよりきめ細かくレベルアップしていくことや、民間による公共空間の美化などのソフト事業の促進を図るためにも、道路や公園、施設の景観の質も合わせて高め、良好な景観づくりに対する民間の意欲を高めたり、民間の景観づくり活動の効果を高めることが重要です。  
⇒モデルとなるような良質なデザインの公共施設を整備することにより、民間による良好な景観づくりへの波及が期待されます。



湖南省  
公共施設整備  
ガイドラインを  
策定しました

## ガイドラインの適用範囲と運用

適用範囲は、湖南省が実施するすべての公共事業（道路、橋梁・河川、水路・公園、緑地・水道、下水道・公共建築物）とし、事業実施の際に公共施設の整備方針および公共施設整備の景観ガイドラインに示す景観配慮指針の反映に努めるものとします。

また、市内で公共事業等を実施する国、地方公共団体にも公共施設の整備方針および公共施設整備の景観ガイドラインに示す景観配慮指針の反映に努めるよう協力を要請します。

### 【適用の除外】

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか極めて小さい事業及び維持補修業務などの小規模な事業は、本基準の適用を除外することができるものとします。

なお、除外事業であってもできる限り景観に配慮した事業の実施に努めるものとします。

## 公共施設の整備方針

### 地形を活かす

・地形の改変を最小限に抑え、地形に沿った配置や形態とするなど地形的特性を活かした空間形成に努めます。

### 自然と一体感をつくる

・地域住民に親しまれる緑地や既存樹木等の保存に努めます。また、周辺の樹木や植生・生態系との調和に配慮し、地域の自然的特性を保存・活用します。

### 「地の景観」を形成する

・計画施設の公共的役割や機能を明らかにした上で、四季の変化や人々の暮らしが魅力的に映えるような意匠形態とし、周辺景観との調和に配慮します。

### 歴史的な文脈を継承する

・地域の歴史的な文脈を踏まえた素材や意匠形態に努めます。また古くからある歴史的建造物は、可能な限り保全・活用します。

### 長期的な視点を踏まえる

・普遍的な美しさ、価値を重視し、時代の潮流や流行に左右されない意匠形態に努めます。また、施設の位置する場所の特性や規模または用途によっては、計画段階より可能な限り住民意見を募ると共に、住民参加による維持管理活動への支援や仕組みを検討し、地域住民に親しまれる施設景観の形成に努めます。

事前協議等のプロセスによってガイドラインへの適合を確認します

※具体的な景観配慮指針は「湖南省公共施設整備のガイドライン」をご覧ください。

## 事前協議等の対象

景観法第16条第1項に規定される届出が必要な行為は、湖南省景観条例第16条に規定される事前協議が必要です。道路、公園等の公共施設の整備を伴う開発行為を実施する際にも、事前協議を通じて「湖南省公共施設整備のガイドライン」への適合を確認します。

### 事業別の手続きの対象

- 事前協議、景観アドバイザーの助言及び湖南省景観審議会への付議の対象となる事業は下表の通りです。
- 建築物や工作物の建築または建設、開発行為など、景観法第16条第1項に規定される届出が必要な行為については、事前協議を実施します。また、これらの事業の内、全体の予算規模が10億円以上となる事業については景観アドバイザーへの意見照会、湖南省景観審議会への付議の対象とします。
- 道路、河川、公園、上下水道などの公共事業は、全体の予算規模が1億円以上となるものを対象に事前協議を実施するとともに、全体の予算規模が10億円以上となる事業については景観アドバイザーへの意見照会、湖南省景観審議会への付議を行います。
- なお、事前協議の対象とならない（省略する）事業であっても、「湖南省公共施設整備のガイドライン」への適合に努め、できる限り景観に配慮します。

### 事業別の手続きの対象

	届出の対象	事前協議の対象	景観アドバイザーの助言・湖南省景観審議会への付議の対象
建築物 工作物 開発行為	景観法第16条第1項に規定される届出が必要な行為		事業全体の予算規模が10億円以上となる事業
上記以外 (道路、河川、公園、上下水道)	—	事業全体の予算規模が1億円以上となる事業	事業全体の予算規模が10億円以上となる事業

## 公共施設の整備を伴う開発行為の事前協議の手続き

- 開発規模が1,000㎡を超える場合は、湖南省開発事業に関する指導要綱第5条の規定による開発事業事前審査願を提出する前に協議を行い（事前協議）、景観への配慮について確認します。
- 設計の手戻りなどを避けるため、なるべく企画・構想段階において、「湖南省公共施設整備のガイドライン」の内容について事前相談（任意）を行ってください。

